

お知らせ

年金制度～氏名変更などの手続きは必要です

日本年金機構では、年金制度の現役加入者の方に年金保険料納付実績や年金の見込み額などを記載した「ねんきん定期便」を誕生月にお送りしています。厚生年金・共済年金加入者とその被扶養配偶者などで、住所に変更があった方、婚姻などにより氏名の変更があった方は届け出が必要です。お済みでない場合「ねんきん定期便」などの各種お知らせが届かなくなることがあります。変更があった場合には勤務先を通して届け出をしてください(国民年金第1号被保険者の方は、あらためて年金の住所変更届け出は必要ありません) 問市保険年金課国民年金係・内線1394

就学相談説明会

市は、心身に障害のあるお子さん、園・家庭での行動や発達の様子に気になるお子さんの就学相談を行っています。就学先決定までのステップやスケジュールについて事前に理解を深めていただくため、次の通り就学相談説明会を開催します。なお、一時保育はありません。また就学相談の申し込みは随時、電話で受け付けています 対平成28年4月に小学校入学予定で、お子さんの発達や障害のことで心配がある保護者の方 時①6月12日(金)午前10時～11時30分②6月13日(土)午後2時～3時30分①②は同じ内容です 場たましんRISURUホール5階第6・第7会議室 定各40人(申込順) 申教育支援課・内線4030へ

新卒者向け合同企業説明会

参加企業20社程度を予定。最大4社まで企業の説明会に参加できます。予約制 対平成28年3月に大学院・大学・短大・高専・専修学校を卒業予定の学生と既卒3年以内の方 時5月14日(木)午後1時～4時30分 場立川グランドホテル(曙町2-14-16) 申東京しごとセンター多摩 定(329)4524へ 問市産業観光課商工振興係・内線2645

市民企画講座スタッフ募集

たちかわ市民交流大学の講座の企画・運営や情報誌「きらり・たちかわ」の取材・編集などを行うボランティア組織「市民推進委員会」で一緒に活動する方を募集しています。当日のお手伝いなど、気軽に参加できるサポーター制度もあります。くわしくは、各地域学習館、生涯学習推進センター(女性総合センター1階)で配布している案内書をご覧ください 問市民交流大学市民推進委員会事務局(生涯学習推進センター事務室内) 定(528)6872

中小企業のCO2削減対策に助成金を交付

市は、温暖化防止のため、施設改修により、積極的なCO2削減に取り組む中小企業へ、補助金交付による支援を行っています。

●対象事業者 次の条件を全て満たす事業者▷市内において事業を行う中小企業である▷補助対象事業について市および都の補助を受けていない▷市税を滞納していない

●対象事業の条件 次の条件を全て満たす事業▷省エネルギー診断を受

けている▷都内中小クレジットの創出が可能である、または省エネ診断に基づく改修である▷平成28年2月末までに改修工事を完了する▷過去1年間のエネルギー使用量、料金に関するデータを把握し、省エネ改修後CO2排出量削減効果の報告を2年間行うなど

●対象となる設備の事例 高効率パッケージ形空調機、高効率照明器具、高効率冷凍冷蔵設備など、省エネルギー診断報告書の改善提案に基づく設備改修

●補助金額 都内中小クレジット創出可能な場合は、補助対象経費の2分の1以内(上限100万円)。それ以外は、補助対象経費の2分の1以内(上限10万円)。予算がなくなり次第終了します。

申請方法等くわしくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせを。

問環境対策課温暖化対策係・内線2244

シニア

認知症訪問相談

自分自身や家族の認知症・もの忘れなどに悩んでいる方のお宅を訪問し、相談に応じます 時5月26日(火)午前10時～正午 定1組(申込順) 申高齢福祉課介護予防推進係・内線1472へ

介護予防教室「アクティブ体操」

対おおむね65歳以上の市民の方 時▷5月30日(土)午後1時30分から▷6月3日(水)午後2時から(どちらか1つに申し込み) 場高松学習館 定各25人(申込順) 申5月11日(月)午前9時から中部たかまつ地域包括支援センター 定(540)2031へ

やさしい健康気功

対60歳以上の市民 時6月11日・18日・25日、7月2日の木曜日、午後1時30分～3時30分(全4回) 場柴崎福祉会館 師気功指導員・阿部美貴世さん 定25人(申込順) 持動きやすい服装、飲み物 申5月11日(月)から柴崎福祉会館 定(523)4012へ

生涯現役・にしすな塾「こころと体の健康づくり」男性の料理教室

今回のメニューは「こんにやく」。作って、食べておしゃべりを楽しみます 対60歳以上の男性 時6月13日(土)午前10時～午後1時30分 場西砂学習館 師料理愛好家・小林マサさん 費500円(材料代) 定25人(申込順) 持エプロン、三角巾、筆記用具 申5月12日(火)から西砂学習館 定(531)0431へ

官公署・その他

多摩パブリック法律事務所「不安を安心に」無料法律相談会

不動産関係・相続・離婚・成年後見・事業者向け法務・労働問題・刑事事件・債務整理など、お気軽にご相談ください 時5月30日(土)午前10時～午後4時(1枠30分) 場多摩パブリック法律事務所(曙町2-9-1) 定48人(申込順) 申5月11日(月)から同事務所 定(548)2450(午前9時30分～午後7時、土曜・日曜日、祝日を除く)へ

たちかわ競輪開催日

●5月8日～11日(松阪記念全Rを場外発売) ●5月23日～26日(宇都宮記念全Rを場外発売)
開催案内・レース結果 定0180(994)223～5

くらしの相談日程

市役所 定(523)2111

予=予約制 直=直接会場(先着順) 電=電話相談 祝日はお休み

相談項目	相談日	時間	場所	連絡先
予法律相談 相続・金銭貸借等法律全般	第1～第4月曜日	9:30～正午	市民相談室	市民相談係 定(528)4319
	第1・第4木曜日	13:30～16:30	女性総合センター・アイム5階	
	第2木曜日		たましんRISURUホール5階	
	第3木曜日		市民相談室	
予相続・登記・成年後見等	第1・3・4火曜日	13:30～16:30	市民相談室	
予税務相談 所得税、相続税、贈与税等	第2・第4水曜日	13:30～16:25		
予家事相談 夫婦間、親子間、離婚問題等	第1～第4木曜日 第1・第3火曜日	9:20～正午		
	第2・第4火曜日	13:30～16:10		
予不動産相談 不動産の売買、賃貸借契約等	第2・第4水曜日	13:30～16:30		
予交通事故相談	第1水曜日	13:30～16:00		
予行政手続相談 在留資格・帰化、相続・遺言	第2火曜日	9:20～正午		
直犯罪被害者等支援相談	月曜～金曜日	8:30～17:00 (正午～13:00を除く)		
直公益通報者保護相談 (外部通報窓口)	月曜～金曜日	8:30～17:00 (正午～13:00を除く)		
予人権悩みごと相談 不当な扱い、いやがらせ等	第1水曜日	9:30～11:45		
予行政相談 国等への苦情、要望等	第3水曜日			
直消費生活相談 契約トラブル、商品知識、架空請求、多重債務	月曜～金曜日 (第3木曜日は電話相談のみ)	9:00～16:00 (正午～13:00を除く)		女性総合センター・アイム5階
予カウンセリング相談	火・水・土曜日 (土曜日は電話相談のみ)	13:00～17:00		男女平等参画係 定(528)6801

相談項目	相談日	時間	場所	連絡先
総合福祉センターでの各種相談	予成年後見相談	第2土曜日	総合福祉センター	地域あんしんセンターたちかわ 定(529)8319
	予法律相談	第3土曜日		社会福祉協議会 定(529)8300
	予相続相談	第2・第4火曜日		社会福祉協議会 定(529)8426
	予生活設計相談	第3火曜日		くらし・しごとサポートセンター 定(503)4308
	直アルコール相談	第2・第4水曜日		立川麦の会 定(563)4569
	直ふれあい相談	木曜日		
直くらしや仕事の相談	月曜～金曜日	8:30～17:15	生活福祉課	生活福祉課・内線1578
予精神障害者の家族相談	第2月曜日(祝日の場合は第3月曜日)	13:30～16:30	子育て推進課	給付係・内線1345
予直女性相談	月曜～金曜日	8:30～17:00 (正午～13:00を除く)	子ども未来センター	子ども家庭支援センター 定(529)8566
予直母子相談 ひとり親家庭の相談	月曜～土曜日	9:00～17:00		子ども家庭相談係 定(528)6871
予直子ども総合相談受付 どこに相談したらいいかわからない子どもに関する相談	月曜～土曜日			発達支援係 定(529)8586
予直子育て家庭の相談 子育て家庭への支援の相談	月曜～金曜日			特別支援教育課相談係 定(527)6171
予直発達相談 子どもの発達が気になるとき	月曜～金曜日			子育てひろば(児童館ほか) 定(528)4335
予直教育・就学相談 学校や家庭での悩み・就学相談	月曜～土曜日 (就学相談は第2土曜日のみ)			女性総合センター・アイム5階
子育てひろば 直乳幼児期の相談	月曜～金曜日		10:00～正午 (一部午後あり)	
直在日外国人相談	中国語	第1・第4土曜日	女性総合センター・アイム5階	たちかわ多文化共生センター 定(527)0310
	英語・ポルトガル語	第2土曜日		
	英語	第3・第5土曜日		
	第1土曜日は行政書士と生活相談員、第2・第3土曜日は行政書士、第4・第5土曜日は生活相談員が対応			